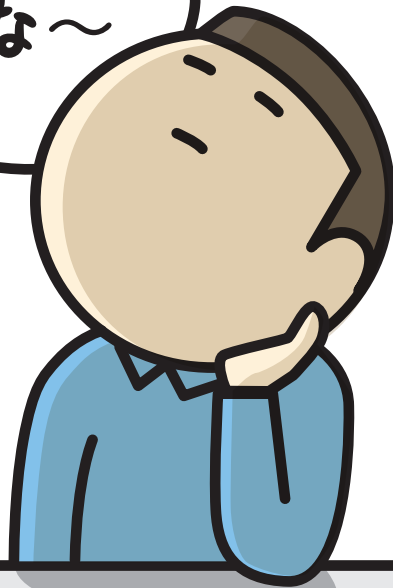


緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を利用した方へ

一人で考えてたら
煮詰まっちゃったな
相談してみようかな～

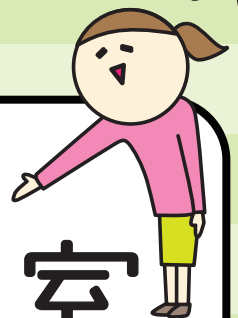


困っていること、不安に思っていることをお聞きします。
今後の生活について、一緒に考えます。
福祉のネットワークを活かし、問題解決のお手伝いをします。
電話やメール、訪問など、ご希望の方法で相談できます。

どうぞお気軽に

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

生活再建支援室



☎ 044-712-8221 (平日9時～17時)

✉ seikatsusaiken@csw-kawasaki.or.jp

お気軽に相談して
くださいね

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

生活再建支援室とは

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を利用した方や
生活に困っている方のための相談窓口です。

たとえば…

償還の手続きが
わからない。
免除、猶予の対象を
知りたい



猶予終了後に
返済できるか不安。
他に方法は
ないのかな～

償還免除には
なったけど、
まだまだ
生活が苦しい



一人で悩まず、まずは相談を。

様々なサポート機関と連携してあなたの生活再建をお手伝いいたします。

だいJOBセンター
川崎市生活自立・仕事相談センター

区役所

就労支援機関
(ハローワークなど)

法律に関する専門機関
(法テラスなど)

など



社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

生活再建支援室

〒211-0053

川崎市中原区上小田中6-22-5 川崎市総合福祉センター内

TEL 044-712-8221 (平日9時～17時)

E-MAIL seikatsusaiken@csww-kawasaki.or.jp

